

脱炭素支援資金(特別型)チェックリスト

①要件チェック

対象となるもの

※裏面参照

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 本体と付帯設備(架台、蓄電装置など) | <input type="checkbox"/> 電線接続工事負担金 |
| <input type="checkbox"/> 設備設置に係る工事費 | <input type="checkbox"/> その他最低限必要な設備、工作物等
(周囲を囲うフェンス、防犯カメラ等の工作物等) |

②提出書類チェック

共通事項

※ 下記の「金利」を参照してください。

【必須事項】

- 静岡県中小企業向け制度融資制度資金申込書(様式第1号)
- 新エネ・省エネ設備等導入事業計画書(様式第7号)
- 見積書 **※契約前の見積書を添付してください。**
- 設備の型番(カタログ等)、設置場所(地図等)がわかる資料
- 発電量の分かる資料(シミュレーション資料等)
- 決算書 直近2年分
(貸借対照表、損益計算書、(販売費及び一般管理費、製造原価報告書を含む)、株主資本等変動計算書、個別注記表)

※ 税務申告書のすべての写しを添付する必要はありません

【売電する場合】

- 太陽光発電協会の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知(写し)

【保証協会の保証を付ける場合】

- 協会が定める書類
- 信用保証協会事前内諾書(事前内諾を受けた場合のみ)

【保証協会の保証を付けない場合】 ※ 発行後6ヶ月以内までの書類を提出してください。

- 商業登記簿謄本の写し **※オンライン謄本可**
- 納税証明書(原本) **※下記の「納税証明書発行場所」参照。最新の決算期の記載があるもの。**
- 印鑑証明書(原本)

【必要な許認可がある場合】

- 許認可書の写し

金利(固定金利のみ)

基準金利	2.07%以内	※融資利率以上の利子補給率を設定することはできません。 例 基準金利 1.00%の場合 正: 融資利率:0.5% 利子補給率:0.5% 誤: 融資利率:0.33% 利子補給率:0.67%
融資利率	1.40%以内	
利子補給率	0.67%以内	

納税証明書(静岡県)発行場所

※「静岡県」の事務所になります。

事務所名	住所	連絡先
下田財務事務所	下田市中531-1 下田総合庁舎3階	0558-24-2012
熱海財務事務所	熱海市水口町13-15 熱海総合庁舎3階	0557-82-9056
沼津財務事務所	沼津市高島本町1-3 東部総合庁舎5階	055-920-2013
富士財務事務所	富士市本市場441-1 富士総合庁舎3階	0545-65-2112
静岡財務事務所	静岡市駿河区有明町2-20 静岡総合庁舎3階	054-286-9112
藤枝財務事務所	藤枝市瀬戸新屋362-1 藤枝総合庁舎1階	054-644-9116
磐田財務事務所	磐田市見付3599-4 中遠総合庁舎2階	0538-37-2206
浜松財務事務所	浜松市中央区中央1-12-1 浜松総合庁舎1階、2階	053-458-7123

※ 裏面に「よくある質問」を掲載しています。

脱炭素支援資金(特別型)チェックリスト

よくある質問

Q1 給与所得者(個人)が副業として売電事業を実施する場合に利用はできますか。

A1 原則として利用できません。

ただし、確定申告における事業収入が全収入の50%以上に及ぶ場合は個人事業者とみなし、対象となります。

Q2 電線接続工事負担金は対象となりますか。

A2 対象となります。

電線接続工事費負担金については、一般的に見積書の発行をしていないことから、契約後に発行される「工事費負担金に関する請求について」による申請も可能です。また、諸経費に含めるなど、見積書に含めている場合でも対象となります。

【参考】

当資金の対象とならないものは下記のとおりです。

下記の経費が計上されていた場合、見積書からの削除または自己資金にて対応してください。

対象とならないもの(例)

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 土地取得費 | <input type="checkbox"/> 国、県等への申請手続費用(登記費用、農転費用など) |
| <input type="checkbox"/> 該当部分面積以外の土地改良費用 | <input type="checkbox"/> 建物建設費 |

③融資条件チェック

- 融資限度額 : 1億円以内(天然ガスコージェネレーションを導入する場合は3億円以内)
- 融資期間 : 10年以内
- 措置期間 : 1年以内
- 償還方法 : 元金均等月賦償還 または 元利金等月賦償還
- 資本金等 : 下記表の資本金及び従業員数のいずれかを満たしている

申請者業種	業種	資本金	従業員数
	製造業・建設業・運送倉庫業	3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
	協同組合等(事業協同組合・農協等、協業組合、商工組合・商店街・酒造 など)	—	—